

自然災害にかかる災害救助法適用地域世帯 に対する日本学生支援機構奨学金緊急応急 採用及び JASSO 支援金制度について

今年度発生した自然災害により災害救助法が適用された別紙地域において被災し、支出が増大または収入が激減した者について、日本学生支援機構奨学金緊急応急採用（貸与）の申込みを受付けています。奨学金を希望する学生は、下記窓口までご相談ください。

また、当該自然災害により、学生本人の現に居住する住居に半壊以上の被害や避難勧告に基づく立ち入り禁止措置等が出た場合には、日本学生支援機構より給付金 10 万円が出る場合があります。詳しくは下記窓口で相談してください。（相談の際は、災害発生後 3 か月以内に「JASSO 支援金」について聞きたい、と申し出てください。）

キャンパス	奨学金窓口	電話番号
池袋キャンパス	学生部学生課 日本学生支援機構奨学金窓口 (5号館1階)	03-3985-4461
新座キャンパス	学生部学生課 日本学生支援機構奨学金窓口 (7号館2階)	048-471-7125

以上

2019 年度 災害救助法適用地域

【令和元年台風第 19 号による災害にかかる被害地域】

【令和元年台風第 15 号による災害にかかる被害地域】

【令和元年台風第 15 号の影響による停電に伴う被害地域】

【令和元年 8 月の前線に伴う大雨による災害にかかる被害地域】

■各災害による適用地域の最新情報は、日本学生支援機構 HP からご確認ください

(日本学生支援機構 HP URL)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

*災害救助法の適用を受けていない近接地域において被災した場合も対象となることがあります。

*2019 年 3 月 31 日以前の災害救助法適用地域に係る緊急応急採用等については窓口までお問い合わせください。

以上